



なくそう不法投棄 多くの目で監視を

【環境保全課(霞ヶ浦庁舎)】

6月は不法投棄防止強化月間

私たちがすみがうら市は、霞ヶ浦と筑波山系の南麓に位置し、田畑や果樹園が広がる自然豊かな景観をたたえる街並みです。

しかし、その自然豊かな景観を壊すような悪質な「不法投棄」が後を絶ちません。人目につきにくく、草木が生い茂り管理されていない土地などに、心無い人によって家電や家具、タイヤや家屋解体物などの廃棄物(ごみ)が捨てられています。

不法投棄する心無い人は、そこを「ごみ箱」とでも思って捨てていくのかもしれない。しかし、その身勝手な行為が地域の景観を損ない、生活環境や自然環境を悪化させる大きな原因になっているのです。

このような悪質な不法投棄を防ぐためには、地域の方と行政が協力をして、自分たちの街をみんなで監視し、不法投棄を絶対に許さない街づくりをすることが大切です。



不法投棄をなくすには、地域の協力が不可欠

土地の所有者や管理者の ひと工夫で不法投棄を予防

私有地に不法投棄された廃棄物(ごみ)の処理は、投棄者が撤去・処分を行うこととなりますが、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者(管理者)が費用を負担して撤去・処分しなければなりません。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条清潔の保持)

清潔に管理されていない土地は不法投棄のターゲットになりやすいので、日頃より定期的な手入れを行い、安易に車が入れないように柵やロープを張るなどの管理を行うてください。他人から「土地を貸して欲しい」などの話も安易に受けず、相手方や使用目的などをしっかり調べることをお薦めします。



↑柵による侵入防止策

不審な現場をみかけたら

不法投棄を行っている現場を発見した場合は、投棄している物、車両やナンバーなどを分かる範囲で記録して、最寄りの警察署または環境保全課(霞ヶ浦庁舎)へ通報してください。また、投棄者に接触することは危険ですので絶対に避けてください。

このような場所は注意

空き地や道路沿い・河川付近など、いたるところに不法投棄は見られます。特に、ひとけがなく、草が生い茂り管理がされていない場所などに多く見られます。また、不法投棄されたまま何も対処しない場所は、さらなる不法投棄を呼び込み、その量が多くなる傾向があります。

市役所の不法投棄対策

- ①市職員による不法投棄重点地区の巡回パトロール
- ②不法投棄監視員による巡回パトロール
- ③不法投棄看板の無料配布(地区に年1枚程度を予算の範囲内で配布)

管理のひと工夫と

監視の目が重要です

◆廃棄物の処理および清掃に関する法律 不法投棄は重大な犯罪です

不法投棄を行った者 (法第25条第1項第14号)	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、またはこれを併科されます。未遂の場合でも罰せられます(法第25条第2項)。
法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その業務に関し不法投棄を行った場合(法第32条第1号)	3億円以下の罰金が科せられます。
不法投棄を行う目的で廃棄物の収集又は運搬をした者(法第26条第6号)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処せられ、またはこれを併科されます。法人などに対しても300万円以下の罰金が科せられます(法第32条第2号)。